

道仏土地区画整理事業に伴う

# 住居表示のしおり

平成30年1月27日(土)から  
あなたの住所の表し方が変わります

(案)

宮代町

# はじめに

---

平成 14 年 2 月より施行されてきました幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業は、平成 30 年 1 月 26 日に予定している換地処分に向けて、施行地区内の土地の形状が変更され、道路等の整備が完了いたしました。

整備された道路等に合わせ、お住まいの住所をわかりやすいものとするため、住居表示が実施され、住所はこれまでと違った表し方になります。

このしおりでは、新しい住所等の表し方や、必要となる主な手続きについてご案内いたします。

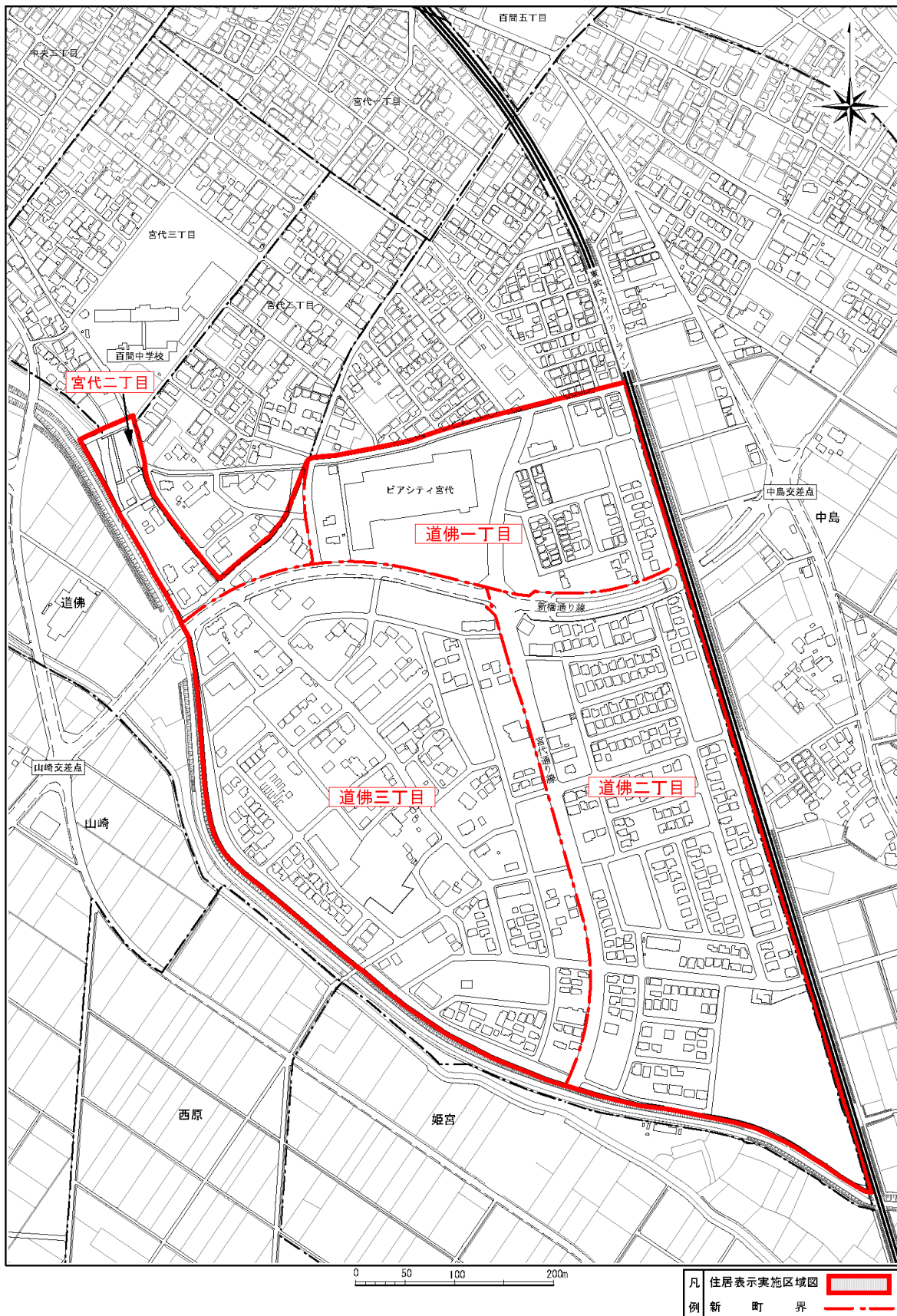
**※住所変更等の各種手続きは、住居表示実施日(1月27日)以降に行ってください。**

# 目次

---

1 住居表示が実施される区域	1
2 住居表示が実施されると	2
3 新しい住所は、このような方法で決まります	3
4 今回お届けするもの	4
5 住所変更の手続きについて	5
(1) 役場・法務局などが住所の書き換えを行うもの	5
(2) 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの	6
(3) みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの	7
(4) 住居表示証明書の無料発行について	10
6 登記手続きについて	11
7 住居表示のお知らせ用はがきについて	13
8 その他	14
9 関係機関案内	15

# 1 住居表示が実施される区域



## 2 住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、住所、本籍の表示、不動産（土地・建物）の表示が次のように変わります。

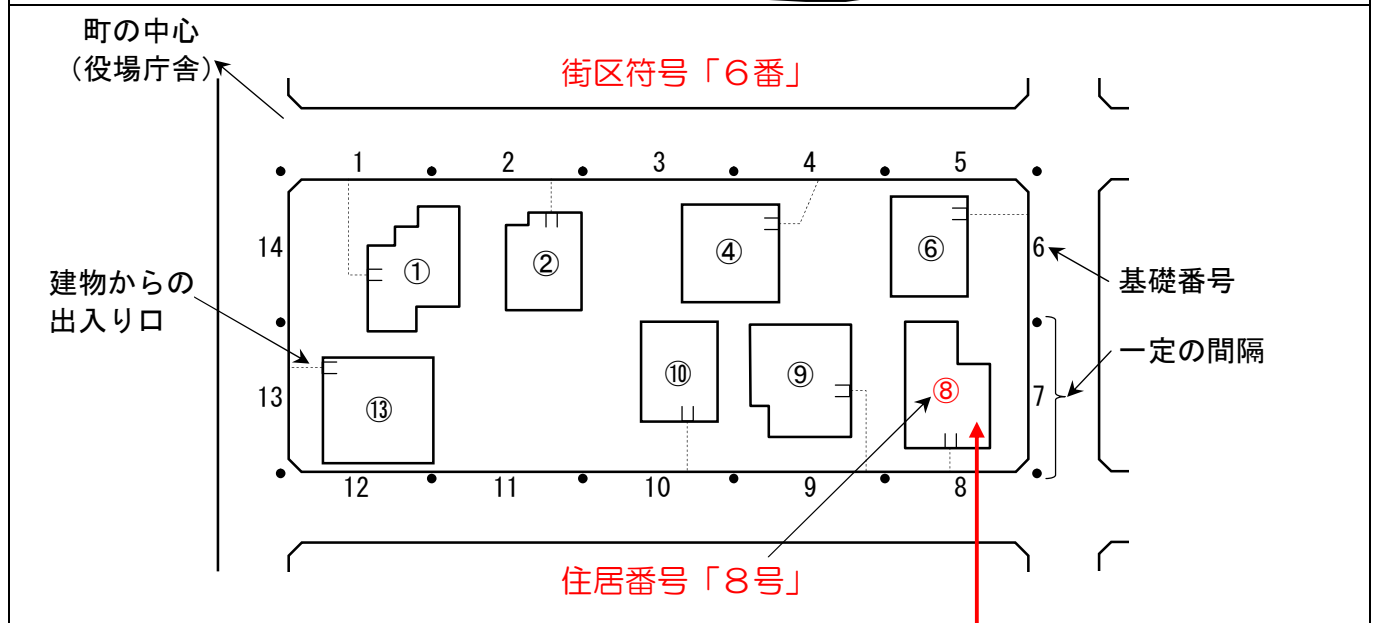
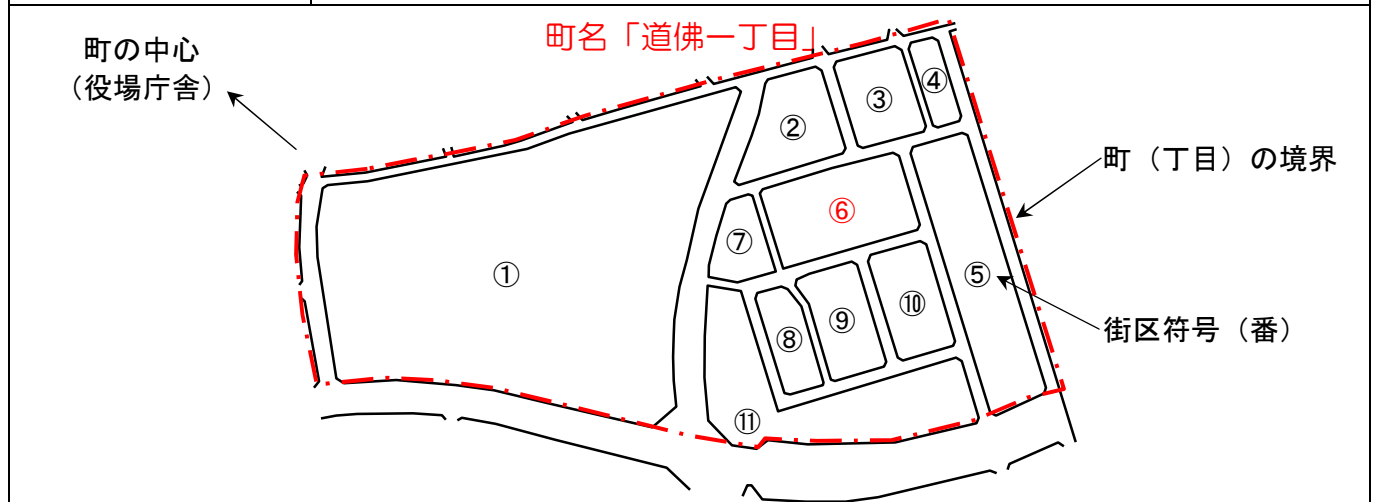
	実施前	実施後
住所の表示	宮代町 字道佛 1 2 3 番地 4	宮代町 <u>道佛一丁目</u> <u>2 番</u> <u>3 号</u> <small>新町名 街区符号 住居番号</small> または 宮代町 <u>宮代二丁目</u> <u>7 番</u> <u>1 号</u> <small>新町名 街区符号 住居番号</small> ※街区符号、住居番号については3ページをご覧ください。
郵便番号	道佛一～三丁目は〒345-0811 のまま変更ありませんが、新住所が宮代二丁目になる方は、〒345-0823 となります。	
本籍の表示	宮代町 字道佛 1 2 3 番地 4	宮代町 <u>道佛一丁目</u> <u>5 番地</u> <small>新町名 新地番</small> または 宮代町 <u>宮代二丁目</u> <u>1 0 0 番地</u> <small>新町名 新地番</small> ※転籍届により、地番部分を新しい住所の街区符号に変更することができます。
土地の表示	宮代町 字道佛 1 2 3 番 4	宮代町 <u>道佛一丁目</u> <u>5 番</u> <small>新町名 新地番</small> または 宮代町 <u>宮代二丁目</u> <u>1 0 0 番</u> <small>新町名 新地番</small>
建物の表示	宮代町 字道佛 1 2 3 番地 4	宮代町 <u>道佛一丁目</u> <u>5 番地</u> <small>新町名 新地番</small> または 宮代町 <u>宮代二丁目</u> <u>1 0 0 番地</u> <small>新町名 新地番</small>

※土地の地番は「番」、建物の所在は「番地」で表します。

### 3 新しい住所は、このような方法で決まります

住居表示の住所は、町名（丁目）、街区符号、住居番号の組み合わせにより次のように表します。

町名 (●● ▲丁目)	従来からあるものを尊重し、各町（丁目）の境界は道路・河川などの恒久的な施設で区切り、一目でわかるようにします。
街区符号 (番)	町（丁目）を街区に分け、一定の順序によって街区符号「○番」を設定します。（街区とは、周辺を道路等で囲まれた1つのブロックです。）
住居番号 (号)	街区の周囲に一定の間隔で基礎番号を付設し、原則として建物の主な出入口がどの基礎番号の間口に該当するかによって、住居番号「○号」を設定します。



この建物の場合、住居表示実施後の住所は宮代町道佛一丁目6番8号となります。

## 4 今回お届けするもの

住居表示のしおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>当冊子です。</li> </ul>
住所の変更予定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇今回お届けした予定通知書は住居表示の証明とはなりません。</li> <li>◇1月27日以降に、住居表示証明書を送付します。証明書が不足した場合は、住民課において無料で住居表示証明書を発行します。（詳しくは10ページをご覧ください）</li> </ul> </li> </ul>
住居表示新旧対照案内図	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい町名・境界、新・旧の住所等を表しています。</li> </ul>
住居表示のお知らせ用はがき (1世帯50枚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>知人・取引先などに新しい住所をお知らせするためのもので、日本郵便㈱が発行する<b>無料はがき</b>です。詳しくは13ページをご覧ください。</li> <li>不明な点は、役場住民課または杉戸郵便局までご相談ください。 日本郵便㈱ 杉戸郵便局 杉戸町内田 1-6-13 TEL 0480-32-0191 (代表)</li> </ul>
登記申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産所有者等が住所変更登記申請時に法務局の窓口へ提出する様式です。詳しくは11ページ以降をご覧ください。</li> <li>法人のみなさまには会社等の変更登記申請時に提出が必要となる様式もお届けします。詳しくは別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。</li> </ul>
会社・法人等の変更登記の手引き ※法人のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社・法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です。（住民のみなさまにはお届けしておりません）</li> </ul>

## 5 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、宮代町・法務局などが住所の書き換えを行うものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものとがあります。  
それぞれ主なものをご案内しますので、該当する項目を確認してください。

### (1) 役場・法務局などが住所の書き換えを行うもの

宮代町	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住民票（住民基本台帳）</li> <li>• 戸籍の表示・戸籍の附票 ※本籍の番地によっては、本籍変更に届出が必要な場合があります（対象者には別途通知します）。</li> <li>• 選挙人名簿</li> <li>• 印鑑登録原票</li> <li>• 固定資産課税台帳（次年度から）</li> <li>• 児童手当台帳</li> <li>• 町県民税課税台帳</li> <li>• 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所</li> <li>• 犬登録</li> </ul> <p style="text-align: right;">…など</p>
法務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地登記簿（表題部の所在欄のみ）</li> <li>• 建物登記簿（表題部の所在欄のみ）</li> </ul> <p>※所有名義人などの住所は本人の申請があるまで変わりません。詳しくは11ページ以降をご覧ください。</p>
日本年金機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民年金の第一号被保険者の方</li> <li>• 国民年金・厚生年金の給付を受けている方</li> </ul> <p>※介護施設入所等のために、現住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は春日部年金事務所（TEL 048-737-7112）へお問い合わせください（「住所変更届」の用紙は役場住民課にも用意しています）。</p> <p>また、今回の住所変更後、3か月以上経過しても日本年金機構からの通知等が変更前の住所で送られた場合も、春日部年金事務所（TEL 048-737-7112）へお問い合わせください。</p>
公共サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NHK</li> <li>• NTT（固定電話）</li> <li>• 東京電力</li> <li>• 郵便</li> <li>• 上水道、下水道</li> </ul>



## (2) 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

送付者	証書等	担当課	問い合わせ先
宮 代 町	国民健康保険被保険者証	住民課 国保年金担当	TEL 0480-34-1111
	後期高齢者医療被保険者証	住民課 後期高齢者医療担当	
	介護保険被保険者証	健康介護課 介護保険担当	
	重度心身障害者医療費受給者証	福祉課 障がい者福祉担当	
	こども医療費受給資格証	福祉課	
	ひとり親家庭等医療費受給者証	子育て推進担当	

※新しい住所に書き換えた被保険者証及び受給資格証を1月27日以降に送付します。

※新しい被保険者証及び受給資格証が届くまでは、そのまま使用できます。

### (3) みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下に記載するものは、法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものです。

一部（法人の変更登記等）を除いて手続きに明確な期限はありません。みなさまの都合に合わせて手続きをお願いします。

なお、手続きができるのは住居表示が行われる**平成30年1月27日以降**となりますので注意してください。

手続きには住居表示証明書が必要となるものがあります。住居表示証明書は1月27日以降に1世帯（1事業所）あたり10枚送付します。不足する場合は住民課にて無料で住居表示証明書を発行します（詳しくは10ページをご覧ください）。

#### ■ 自動車関係

《各手続きは変更日（1月27日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期 限
運転免許証の住所、本籍の変更	埼玉県警察杉戸警察署 杉戸町大字堤根 4673-1 TEL 0480-33-0110	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運転免許証</li> <li>• 住居表示証明書</li> <li>• 本籍変更のお知らせ (本籍変更がある場合)</li> </ul> ※本籍変更のお知らせは、住民課より平成30年1月27日以降に発送予定です。	お早めに変更手続きをしてください。
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所 春日部市下大増新田字東耕地 115-1 TEL 050-3816-3113	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査記入申請書</li> <li>• 住居表示証明書</li> <li>• 使用者の印鑑</li> <li>• 車検証</li> </ul> ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。(法人の場合は代表者印)	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ(125cc超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	埼玉運輸支局(春日部自動車検査登録事務所) 春日部市大字増戸 723-1 TEL 050-5540-2028	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査記入申請書</li> <li>• 住居表示証明書</li> <li>• 使用者の印鑑</li> <li>• 車検証(軽二輪は届出済証と自賠責保険証)</li> </ul> ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。(法人の場合は代表者印)	お早めに変更手続きをしてください。

## ■ 住民登録等

《各手続きは変更日（1月27日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期 限
通知カード	住民課戸籍住民担当 TEL 0480-34-1111 (内線 312)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知カード</li> <li>本人確認書類</li> </ul>	お早めに変更 手続きをして ください。
マイナンバーカード (個人番号カード) 住民基本台帳カード (写真付き)の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>住民基本台帳カード</li> </ul> ※マイナンバーカード、 住民基本台帳カードに ついては、交付の際に 設定した4ケタの暗証 番号が必要です。	
在留カード等の住所変更 (希望者)		<ul style="list-style-type: none"> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書</li> <li>外国人登録証明書</li> </ul>	手続きに期限は ありません。
電子証明書(希望者)		<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> </ul> ※住民基本台帳カードの 電子証明は変更手続き ができませんので、マ イナンバーカードの申 請が必要となります。	使用先において 変更が必要な場 合 ※e-Tax につい ては現在のままで 使用可能です。

※代理人の方が手続きする場合は、住民課にお問い合わせください。

## ■ 保険・年金関係

《各手続きは変更日（1月27日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期 限
厚生年金被保険者の住所 変更	勤務先	各勤務先に確認して住所 変更の手続きをしてくだ さい。	お早めに変更 手続きをして ください。
共済年金被保険者の住所 変更	各共済組合		
国民年金第3号被保険者 の住所変更	配偶者の勤務先		
共済年金の給付を受けて いる方の住所変更	各共済組合	各共済組合に確認して、 住所変更の手続きをして ください。	お早めに変更 手続きをして ください。
60歳以上で、現在、国民 年金や厚生年金に加入し ておらず、年金の請求申 請をまだしていない方	春日部年金事務所 TEL 048-737-7112	春日部年金事務所へお問 い合わせください。	お早めに変更 手続きをして ください。

## ■ 医療・福祉等関係

《各手続きは変更日（1月27日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限	
身体障害者手帳の住所変更	福祉課障がい者福祉担当 TEL 0480-34-1111	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	住所変更後もそのまま使用できます。 身分証明書として手帳を使用する場合はお早めに変更手続きをしてください。	
療育手帳の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>		
精神障害者保健福祉手帳の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>		
障害福祉サービス受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス受給者証</li> </ul>		住所変更後もそのまま使用できます。 なお、1月27日以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えます。
自立支援医療受給者証（精神通院医療）の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証（精神通院医療）</li> <li>印鑑</li> </ul>		
自立支援医療受給者証（更生医療）の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証（更生医療）</li> <li>印鑑</li> </ul>		
自立支援医療受給者証（育成医療）の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証（育成医療）</li> <li>印鑑</li> </ul>		
養育医療券の住所変更	福祉課子育て推進担当 TEL 0480-34-1111	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育医療券</li> </ul>	お早めに変更手続きをしてください。	

各項目の手続きについて、不明な点がございましたら、担当課または各取扱機関に直接お問い合わせください。

また、預金通帳、携帯電話など上記以外にも住所変更の届出が必要なものについては、お取引先の金融機関、電話会社、ガス会社、インターネット会社、生命保険会社などに確認ください。

## ■ 会社・法人関係

《各手続きは変更日（1月27日）以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
会社・各種法人の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更登記	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局 支店（従たる事務所）が変更になる場合、その管轄法務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記申請書</li> <li>• 住居表示証明書</li> </ul>	本店は変更日以降2週間以内 支店は変更日以降3週間以内
代表者等の住所の変更登記			

※会社・法人の登記手続きについては、別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。

### ○登記に関するお問い合わせ

#### 会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門

TEL 048-851-1000（代表）

※音声ガイダンスが流れますので、「2」（会社法人登記）、次に「2」（登記申請相談）を押してください。

#### 不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局 春日部出張所

TEL 048-752-2339

## （4）住居表示証明書の無料発行について

住居表示証明書が不足した場合は、住民課にて無料で発行します。  
お手数料ですが住民課（役場庁舎1階4番窓口）までお越しくください。

請求者	必要書類など
本人または同一世帯に属する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 請求する方（来庁する方）の本人確認ができる身分証明書（運転免許証・パスポート・保険証等）</li> </ul>
代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 代理人の本人確認ができる身分証明書</li> <li>• 依頼人が自署、押印した委任状</li> </ul>

## 6 登記手続きについて

### ■ 不動産（土地・建物）登記

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 宮代町、春日部市、杉戸町の土地・建物等については下記	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記申請書</li> <li>• 住居表示証明書</li> <li>• 印鑑</li> </ul>	手続きに期限はありません。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	さいたま地方法務局 春日部出張所 〒344-0067 春日部市中央 3-11-8 TEL 048-752-2339		

### 登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例を参照してください。
- (2) 登記原因証明情報として、住居表示証明書を添付してください。  
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 登記申請書の用紙（ひな形）は各世帯（各法人）に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン（ワープロ）等で印刷したものも使用できます。  
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。  
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
- (9) 登記完了証を郵送で返送することを希望される場合は、郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**※ 法務局への登記の申請は、登記閉鎖のため、地番変更実施後約2ヵ月程度手続きできませんの注意してください。（登記手続き可能時期については法務局にご確認ください。）**

4.5cm×10.5cmの  
スペースを空けてください。

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成30年1月27日 住居表示実施

変更後の事項 住所 埼玉県南埼玉郡宮代町 **道佛一丁目2番3号**

申請人 住所 埼玉県南埼玉郡宮代町 **道佛一丁目2番3号**

氏名 **宮代太郎**  **認印**

 **捨印**

連絡先の電話番号 **0480-00-0000**

申請書提出年月日  
(手続きは変更日以降)

住居表示証明書を添

添付書類 登記原因証明情報 **1**通

平成 **00**年 **00**月 **00**日申請 **さいたま地方法務局 春日部出張所** **提出先の法務局**

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を  
正確に記入してください

土地の表示

所在	地番	地目	地積
<b>南埼玉郡 宮代町 道佛一丁目</b>	<b>5番</b>	<b>宅地</b>	<b>123.45</b> m <sup>2</sup>

建物の表示

所在	<b>南埼玉郡 宮代町 道佛一丁目 5番地</b>				
家屋番号	<b>5番</b>	種類	<b>居宅</b>	構造	<b>木造瓦葺2階建</b>
床面積	1階 <b>78.90</b> m <sup>2</sup>	2階 <b>67.89</b> m <sup>2</sup>			

## 7 住居表示のお知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号をお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住居表示のお知らせ用はがき」を、日本郵便(株)より提供していただいております。

下記の記載例の要領で記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめて入れて、郵便差出箱（ポスト）若しくは日本郵便(株)の窓口、最寄りの郵便局へお出しください（切手を貼る必要はありません）。

なお、1世帯・事業所当たり50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、住民課または杉戸郵便局まで相談してください。

また、お知らせの内容をパソコンを使用して作成できるExcelシートを用意しています。町ホームページからダウンロードしてお使いください。

### 日本郵便(株) 杉戸郵便局

杉戸町内田 1-6-13

TEL 0480-32-0191（代表）

### 「住居表示のお知らせ用はがき」の記載例

#### 住居表示のお知らせ

平成30年1月27日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所の表示が、下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しになる際は、新住所をご記入ください。

#### 記

新住所

郵便番号 

3	4	5	0	8	1	1
---	---	---	---	---	---	---

南埼玉郡宮代町 道佛一丁目 2番 3号

アパート・マンション名等

ご氏名 宮代 太郎

（ 集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。 ）

住所の変更予定通知書に記載された新住所を記入してください

※宛名面には、お知り合いの方の郵便番号、住所、氏名を記入してください。



## 8 その他

---

### (1) 通学区域

住居表示の実施によって、通学区域が変わることはありません。

### (2) 自治会の区域

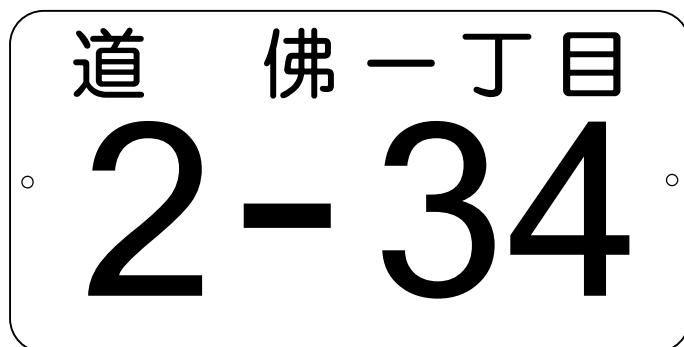
自治会は、その地域のみなさまが自主的に組織・運営しているものです。  
住居表示の実施によって、自治会の区域が変わることはありません。

### (3) ごみの収集

住居表示の実施によって、ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

### (4) 住居表示板の設置のお願い

1月27日以降、お住まいの住所がより分かりやすくなるよう、委託業者（株式会社丸菱行政地図）の作業員が、戸建てにお住まいのみなさまに住居表示板の取り付けにお伺いします。



(寸法) 縦 6 cm 横 12 cm

(材質) アルミニウム

## 9 関係機関案内

### 宮代町役場

住所：宮代町笠原 1-4-1

電話：0480-34-1111（代表）

交通：[電車]東武伊勢崎線 東武動物公園駅西口より徒歩 9 分

### 日本郵便株式会社 杉戸郵便局

住所：杉戸町内田 1-6-13

電話：0480-32-0191（代表）

交通：[電車]東武伊勢崎線 東武動物公園駅東口より徒歩 14 分

[バス]東武伊勢崎線 東武動物公園駅東口「境車庫行き」で「中学校前」下車徒歩 3 分

### 埼玉県警察杉戸警察署

住所：杉戸町大字堤根 4673-1

電話：0480-33-0110（代表）

交通：[電車]東武伊勢崎線 東武動物公園駅東口より徒歩 30 分

[バス]東武伊勢崎線 東武動物公園駅東口「関宿中央ターミナル行き」で「清地 2 丁目」下車徒歩 15 分



## さいたま地方法務局 春日部出張所

住所：春日部市中央 3-11-8

電話：048-752-2339

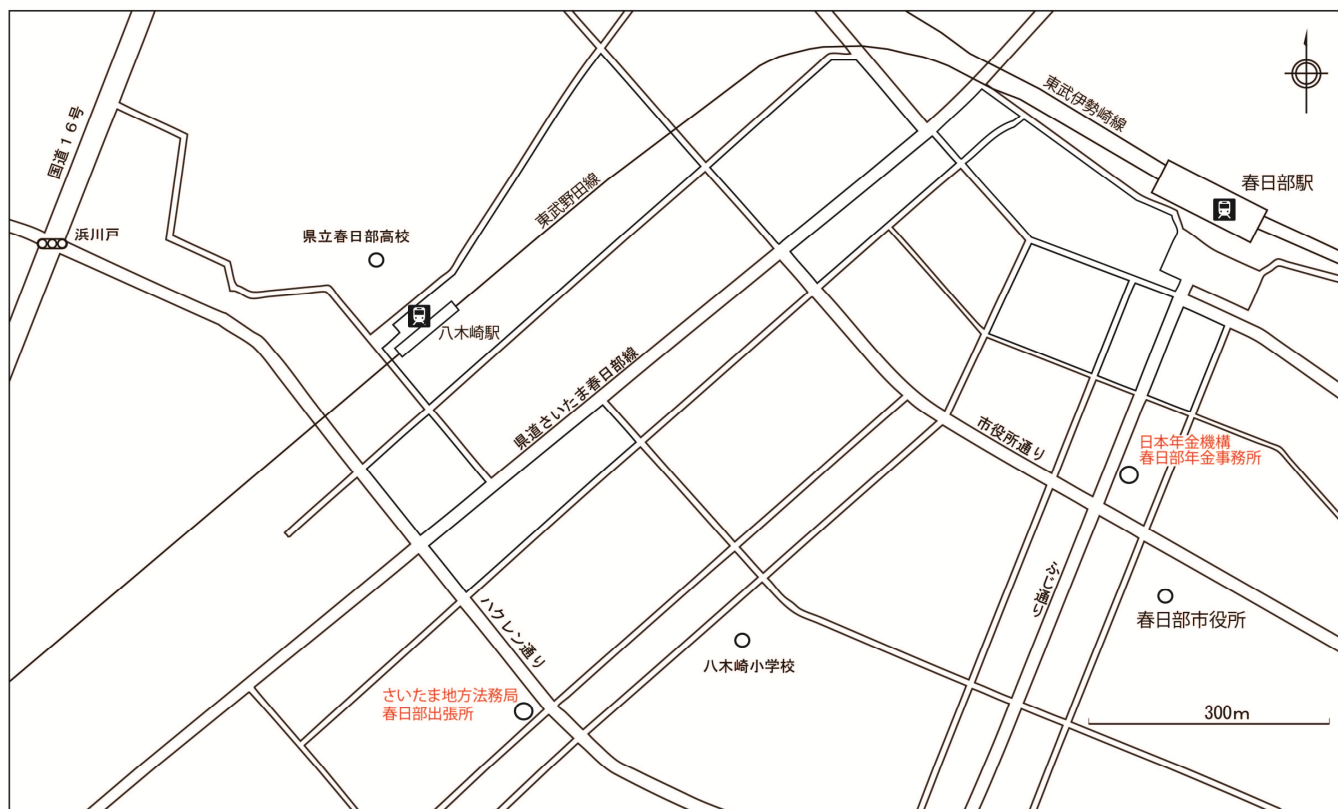
交通：[電車] 東武伊勢崎線、東武野田線 春日部駅西口より徒歩 20 分  
東武野田線 八木崎駅より徒歩 10 分

## 日本年金機構 春日部年金事務所

住所：春日部市中央 1-52-1 春日部セントラルビル 4・6 階

電話：048-737-7112

交通：[電車] 東武伊勢崎線、東武野田線 春日部駅西口より徒歩 5 分



## 軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所

住所：春日部市下大増新田字東耕地 115-1

電話：050-3816-3113（コールセンター）

交通：[バス]東武伊勢崎線 春日部駅西口より「かすかべ温泉」または「ウイングハット春日部行き」で「かすかべ温泉」下車徒歩5分

## 埼玉運輸支局（春日部自動車検査登録事務所）

住所：春日部市大字増戸 723-1

電話：050-5540-2028（登録・検査手続案内）

交通：[電車]東武野田線 豊春駅東口より徒歩20分





**発行**

**宮代町 住民課 戸籍住民担当**

**〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1 - 4 - 1**

**TEL 0480-34-1111 (内線 312・313)**